

棚倉町長 様

戸籍・住民票等交付申請書（郵便請求用）

請求者	住所 〒 _____			
	氏名 ㊟	連絡先（ <u>昼間連絡のとれるところ</u> ） TEL. _____		
本籍	本籍地 _____			
	筆頭者 _____			
必要なもの		謄本(全部)	抄本(一部) [必要な人の名前]	手数料
	戸籍 (現在の戸籍)	通	通 [_____]	1通 450円
	除籍	通	通 [_____]	1通 750円
	改製原戸籍	通	通 [_____]	1通 750円
	戸籍の附票	通	通 [_____]	1通 200円
	身分証明書	※本人以外は委任状が必要です。		1通 200円
	住民票	世帯全員のもの		通
一人だけのもの			通 [_____]	1通 200円
請求理由等	請求理由（具体的にお書きください）			
	必要としている記載事項 [例：〇〇の出生から死亡までのもの。 子供が全員載っているもの。 △△から△△までの住所が載っているもの。]			
請求者と必要な人との関係（具体的に）				
備考				

- なお、①手数料：定額小為替 _____ 円分
 ②返信用封筒と返信用切手 _____ 円分
 ③本人確認書類（運転免許証や保険証等、現住所の記載があるもののコピー）を同封いたします。

※戸籍謄抄本を請求できるのは、本人及び直系尊属（両親や祖父母）・卑属（子や孫）の方です。棚倉町にある戸籍でその関係が確認できない場合は、関係がわかる戸籍の写しが必要となります。本籍のある市町村で取得の上、同封してください。また、直系尊属・卑属以外の方が請求する場合には、委任状(原本)が必要となります。

《注意》 偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

【参考】 ※**謄本**（全部事項証明）⇒ その戸籍に記載されている全員の写し
 ※**抄本**（個人事項証明）⇒ その戸籍に記載されている一部の方の写し
 ※**除籍** ⇒ 死亡・縁組・婚姻・転籍等により、全員が抜けた状態の戸籍
 （一人でも残っている場合には、除籍ではなく普通の戸籍になります。）
 ※**改製原戸籍** ⇒ 法務省令によって作り直される前の元の戸籍
 （棚倉町では平成13年に戸籍を改製しているため、それ以前のもの入手する場合には、
 除籍謄本または改製原戸籍謄本になります。）